

令和6年3月8日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

豊川市豊川公園野球場の ネーミングライツパートナーが決定しました

民間事業者との協働による施設の長期的、継続的な運営基盤の確立及び施設の魅力向上による市民サービスの向上等を目的として、豊川市豊川公園野球場の愛称（企業名、商品名等）を付けることができる権利（ネーミングライツ）を取得する民間事業者（ネーミングライツパートナー）と愛称が下記のとおり決定しました。

記

- 1 施設名等 豊川市豊川公園野球場
豊川市諏訪1丁目79番地
- 2 ネーミングライツパートナー
豊川信用金庫 豊川市末広通3丁目34番地1
- 3 愛称 かわしんビクトリースタジアム
- 4 使用期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 ネーミングライツ料 年額88万円



【お問合せ先】豊川市教育委員会 スポーツ課：岩田
TEL:0533-88-8036 Eメール：sports@city.toyokawa.lg.jp